

## 令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年10月28日（金）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和4年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第27号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について

日程第4 議案第28号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を  
改正する規則について

日程第5 教育長の報告

日程第6 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課総括主幹

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

### ○本日の会議に欠席した委員

なし

### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長

佐 藤 雅 人

教育総務課長	井 上 克 彦
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課総括主幹	石 野 陽 子
学校教育課主幹	松 野 英 泰
幼児教育課長	今 木 浩 靖
幼児教育課主幹	野 口 智 子
生涯学習課長	松 島 孝 明
生涯学習課総括主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課主幹	佐 藤 文 行

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹	野 津 浩 行
---------	---------

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

- 教育長** 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和 4 年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
- 次第に沿って進めます。
- 

**日程第 1 令和 4 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

- 教育長** 日程第 1 令和 4 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。
- 事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。
- 異議がないようなので、令和 4 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。
- 

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

- 教育長** 日程第 2 本日の会議録署名委員の指名についてです。
- 今回は、伊藤委員よろしくお願い致します。
- 

**日程第 3 議案第 27 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について**

- 教育長** 日程第 3 議案第 27 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、を議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 幼児教育課長** 日程第 3 議案第 27 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。令和 4 年 10 月 28 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市保育所入所指導委員会規則（平成 22 年瑞穂市教育委員会規則第 10 号）第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市保育所入所指導委員会委員を委嘱するもの。
- 瑞穂市保育所入所指導委員会の規則で委員の定数は 10 名以内、任期は 1 年と

なっております。

委員を依頼するのは、岐阜県中央子ども相談センター職員、もとす広域連合療育医療施設職員、保育所嘱託医師の代表、主任児童委員代表、福祉事務所長、保健師、保育所長の代表、幼稚園長、理学療法士の方としております。

令和5年度入所希望者の中で、保育所でお預かりするにあたりお子様を安全に保育できるのか、現状としてこのお子様が過ごすことに適切な保育環境であるのか等を検討する必要がある案件がありますので、委嘱を行うものです。

- 教育長** 只今の説明につきまして、ご質問等あればお願い致します。
- 伊藤委員** 差し支えなければ、この保育所入所指導委員会において、例えばどのような案件を審議されるのかを教えてくださいませんか。
- 幼児教育課長** 今までこの委員会を開催したことはございません。昨年度も委員の委嘱を行いましたが開催しておりません。仮に今回審議することになれば、身体的な障がいのある子が入所する保育所が安全に過ごせる環境であるのか、周りのお子さんへの影響等について、医師の診断書を加味しながら総合的に審議していくように考えています。
- 伊藤委員** 病児の医療的ケアが必要なお子さんも積極的に受け入れていくこともよく聞きますがそのお子さんも対象になってくるということでしょうか。
- 幼児教育課長** 医療的ケアが必要な子に関しては、必要な職員を配置することで対応は可能かと思っております。しかしながら、現時点では体制が整っていないということもありますので、来年度以降看護師を含めた対応可能な職員を積極的に採用することを検討していきたいと思っております。職員に対しても医療的ケアができる研修等を受講してもらい対応していきたいと思っております。
- 森下委員** 今回委嘱される方に新規の方はいますか。
- 幼児教育課長** 全員昨年度からの再任になります。
- 教育長** その他ご質問はございませんでしょうか。

質疑等がないようなので、議案第27号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決とします。

---

#### 日程第4 議案第28号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第4 議案第28号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 議案第28号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和4年10月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市放課後児童クラブ利用申込兼延長保育利用申込書の様式を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

業務の効率化を目的にAI自動読み取りシステムの導入に伴い、読み取りやすい様式に変更するものです。申請者欄、利用児童についての記入欄の枠の拡大、チェックボックス採用へ変更したことが主なものとなります。その他、ひとり親世帯等、表記を改めています。

申込書の受付は12月9日金曜日から19日月曜日までです。巢南庁舎の大会議室と各クラブで受付を行います。

○**教育長** 只今の説明につきましてご質問等はありませんでしょうか。様式の変更でございますので、もう少し変更したほうがいいのではないかというものも含めてご指摘いただけるとありがたいと思います。

○**伊藤委員** 下段の利用児童の様子、発達障がいや自閉症など、についてですがここが「有・疑い」となっていますが、「有」にチェックする場合はおそらく何らかの診断を受けている状況であると思われませんが、「疑い」となると申請する保護者の判断になると思われませんが、うちの子はそういう状態に近いかなという判断であってもここにチェックを入れることになるのでしょうか。

○**幼児教育課長** あくまでも保護者から申請いただくものになりますので、そのように判断されるということであればチェックをしていただくということになると思います。

○**森下委員** 私も利用児童の様子のところは気になりましたが、現行の様式を確認すると「無・有・疑い【 】」となっていますのが、改正案だと今まで疑いに該当した方も「有」にチェックすることになると思います。「無」にもチェックボックスを設ければ記入漏れがなくなるのではないかと思います。

○**幼児教育課長** 保育所の申込みの際も同様でしたが、該当しない方はチェック

されないという前提で作成しました。

○森下委員 「疑い」の部分は気になります。

○教育長 その他ご意見等はございませんでしょうか。

無いようなので、委員のご意見を踏まえて再検討させていただきたいと思います。

---

## 日程第5 教育長の報告

○教育長 日程第5 教育長の報告です。まずもって10月14日金曜日、西小学校を皮切りに開催しております研究発表会と公表会につきまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参観いただき本当にありがとうございます。子供の様子、先生方の様子を知っていただく良い機会ではないかなと捉えております。

研究発表会で私が先生方にお伝えしたことがあります。私たち自身は常に学び続ける教師でありたいということをお話しさせていただきました。昨年度の教育審議会の答申の中に、令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿というものがあったと思います。その中で教師の役割について次のようなことが書かれています。

「学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自ら新しい知識、技能を学び続け、子供1人1人の学びを最大限に引き出す役割、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての役割は今の学校教育を担う教師である」とされており、このことに触れさせていただき先生方にお話をさせていただきました。

I C T教育をはじめとし環境は変化しますが、主体的に教師自身がまず受け止めて学び続けなければならないし、教師の役割は教え込むのではなくて、子供が主体的に学ぶための伴走者だということが一番のキーワードだと思っております。

実際いくつかの学校の授業を見させていただいて、うれしいなと思ったことは、子供が主体的に取り組む姿、問題に立ち向かい自分の考えを進んで挙手、発言する姿、友達にわかりやすく伝えようと自分で図を示しながら話す姿などです。先生が中心になって講義をする授業ではない姿を見られたのではないかなと思いますし、子供同士で相談し合って学び合う姿なども感じられたのが印象に残っています。

瑞穂市は3年間のローテーションで研究発表会として行う学校と、今年度研究発表をしない学校はすべて公表会として実施して地域の方、保護者に授業を公開するという体制が整っておりまして、私は大変いいシステム、環境だと思っています。その理由は2つありまして、1つは教師自身の指導力の向上が図れることが何よりも大事だと思っています。自分の経験も踏まえてですが、1年に1回ぐらいじっくりと考えて授業の指導案を作って授業を行う経験はとても大事で、一生懸命考えて授業を行ったことによって子供は必ず応えてくれます。やりがいも感じますし、課題として出たことを意識することにより次へもつながります。一方で、若い先生方の指導力の向上、もちろん教育委員会でも研修をやっておりますが、実際に授業の指導案を作るということは若い先生にとっても非常にいい経験になると思っています。

もう1つは職員の同僚性、集団としての凝縮度が高まるということです。1人では指導ができないわけで、小学校で言えば学年部、中学校で言えば教科部がその集団です。夏休みぐらいから何度か部会を開いて検討を行います。何か1つのものをみんなで作り上げる体験は貴重な機会ではないかと思っています。こういったことはぜひ続けていきたいですし、働き方改革が言われていますので、無理のない範囲で、先生方が本当にやりがいをもってやれるようなやり方で継続していくことで瑞穂市の先生方の指導力が高まることを感じています。

もう1点は子供たちの活躍ということで、読書のまちビブリオバトルを10月16日に開催しました。これは初めての取り組みです。第三次瑞穂市子どもの読書活動推進計画は、令和4年度から令和8年度までの計画として策定され、その重点の1つです。本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成を願って行っているものでございます。

昨年度は夏休みに図書カードを配布して、各学校で自分の好きな、お気に入りの本を紹介するという活動をしました。今年度は少し発展させて、各小学校代表の児童1名が自分のお気に入りの本の魅力を紹介するという、大会方式で開催しました。私も評価委員で参加しましたが、自分の思ったことや感じたことを相手にわかりやすく伝える力が必要ですが、非常にわかりやすい発表をしてくれて頼もしく思いました。本を紹介した後で参観者から質問がされます。その聞かれたことに対してその場で考えて、自分の言葉で返すという非常に臨機応変さも求め

られますが、どの代表の子もしっかり対応してくれました。

この活動は子どもたちが読書に親しむということで催していますが、実際に小学校でどのような読書に関する教育活動が行われているかを調べてみました。小学校1年生から読書に関わっていただくことが、教科書には継続的に位置付いています。特に小学校の5年生では、作家や作品の魅力について、友達と紹介し合う活動や推薦したい本を紹介する文書を書く活動が位置付いています。6年生では自分と本の関わりを踏まえて本を紹介する活動や、本の魅力を分かりやすく伝えるブックトークのようなものも教科書に位置付いています。学習指導の中でもそういった力を求められていることを改めて感じました。また学校側にとってもその発展形としてこのビブリオバトルを無理のない範囲で、続けていけたらいいのではないかと感じているところです。

---

## 日程第6 その他

○**教育長** 日程第6 その他です。

事務局長お願いします。

○**事務局長** 私からはネーミングライツ・パートナーのご報告をさせていただきます。ご承知の通りこの4月から中山道大月多目的広場は三甲株式会社様がネーミングライツ・パートナーで愛称を「サンコーパレットパーク」とされ、命名権料として年間30万円で5年間の契約をしております。

第2弾として市役所東側の瑞穂市総合センターのネーミングライツ・パートナーが決まり10月11日に調印を行いました。ケーブルテレビ会社のCCN株式会社様と協定を結び、来年4月から5年間の契約です。来年4月から現在の総合センターの愛称が「ココロかさなるCCNセンター」になります。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にありません。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にありません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課総括主幹** 1点目は10月、11月に研究発表会と公表会を行っております。10月に6校が終了していますが、11月は4校ありますので、お時



間がありましたらまた子供たちの頑張っている姿、先生たちの頑張っている姿をご参観ください。

2点目はコロナウイルス感染症についてです。現在落ち着いておりまして、子供の感染、それから教職員の感染も件数は減っております。現在学級閉鎖になっている学級もありません。これから寒くなってくると、インフルエンザの感染も心配になってきますので、感染予防を徹底し元気に過ごせる学校でありたいなと思っております。

3点目ですが、各学校の修学旅行や宿泊研修の方もおおむね計画通りに進んでおります。修学旅行は宿泊を伴う研修になっており、宿泊研修は一部の学校においては宿泊研修を日帰りで実施していますが、子供たちの大事な思い出を教職員全力で応援しているところであります。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 報告になりますが、昨日、夕方15時45分から放送の「アップ」というメーテレのテレビ番組の中で人口が増え続ける瑞穂市の子育て支援策というところと保育所、A Iによる保育所入所の選考、いち早く結果を届けようというようなことで16時1分頃から7分間放送がありました。テレビ放送後の報告となり申し訳ございません。現在はメーテレのホームページから 유튜브にてご覧いただけます。またヤフーニュースにおいても瑞穂市のニュースからメーテレで放送されたそのものが6分程度で見ることができますので、もしよろしければ見ていただければと思っております。

人口が増え続けていることに加え、A Iを導入するということに興味を持っていただき取材にみえました。取材の中で特に若い世代の人口が増えているというお話しをしました。若い世帯が増えたため、保育所へ入所できない待機児童がいました。しかし、子育て支援施策の中で公私連携型という手法を用いて、未満児保育ができていなかった公立の保育所を民間に移管することにより、0歳からの保育を実施し、待機児童の解消につながったということを話しました。公私連携型保育所ほづみの森こども園の園長先生のインタビューなども出ていました。

待機児童は解消されましたが、まだまだ希望の保育所に入れたい方が本当に多くいらっしゃいますし、選考しても決まった保育所には通えないという方も多いという現状があります。そこでA Iを使って早く選考結果をお届けすることで、

他の自治体の幼稚園を利用したり、認可外の特色のある施設に預けてみるなど、公立以外の園がいいと思われれば、保護者の方が次の手をすぐに打てるようになります。そのような理由から今回AIを導入するに至ったというような中身のことが昨日放送されておりますので、お時間あるときにまた見ていただければと思っております

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 生涯学習課からは3点でございます。まず1点目が11月2日からになりますが、図書館本館で、今年度も企画展を開催させていただきます。「瑞穂市 水との闘い展 ～9.12豪雨水害から50年～」ということで開催させていただきます。また、近現代における瑞穂市の水害というテーマで、瑞穂市史の執筆者で岐阜県歴史資料館の簗島一美先生に講演いただきます。

2点目ですが、11月20日に総合センターサンシャインホールにおきまして、元プロ野球選手の和田一浩さんをお招きし、「野球が教えてくれたこと」という演題で、瑞穂市文化講演会を開催します。560人の申込がありました。

3点目ですが、生涯学習課の事業ではございませんが、瑞穂市制20周年のイベントとしまして、ふれあいフェスタの縮小版となりますミニふれあいフェスタが11月6日にサンコーパレットパークで開催されます。

駐車場が心配されることはありませんが、せっかくの機会ですので、もしお時間があればいずれもご来場していただけると幸いです。

○**教育長** 各課それぞれ報告をさせていただきました。ご質問等受けさせていただきますと思います。

○**大平委員** 不登校が全国的にも最多という新聞記事がありました。学校によっては不登校の判断基準を設けていて、校門まで親が連れてきた子供と教員がタッチすれば一応登校したと認めるという学校もあると聞いたことがあります。瑞穂市内の不登校の生徒の現状をお聞かせいただければと思いますがよろしいでしょうか。

○**学校教育課総括主幹** 手元に資料がないため正確な数字はお伝え出来ませんが、いろいろな状況のお子さんがいます。保健室、相談室で先生とお話をしたり学習をしたり、場合によっては校長室で校長先生がその子の思いを聞きながら活動できることがあれば校長室で過ごすといったように、その子の状況に応じてできる

限り対応をさせていただいております。

また瑞穂市には適応指導（支援）教室のあじさいスクールがありますので、連携を取りながら進めている状況でございます。

○大平委員 もしわかればここ5年ぐらいの傾向などを、次の機会にでも教えていただけるとありがたいです。

○学校教育課総括主幹 課長に伝えておきます。

○教育長 その他質問等はありませんか。

○伊藤委員 ネーミングライツ・パートナーと金額はどのように決定されるのでしょうか。

○事務局長 総合政策課が担当課になりますが、サンコーパレットパークは新規の施設なので、妥当な金額を決める際に非常に悩みました。

総合センターの場合は年間の利用者、運営に係る経費、近隣他市町の状況を参考にして基準を設定することになります。施設の規模が異なりますが、羽島市も実施していますので参考にしながら最終的には検討委員会で決定することになります。

○加木屋委員 公表会で授業を拝見するたびに、先生方が大変工夫されていると感じます。授業の中で分かる子がわからない子にそっと教えている姿が多くみられ、その思いやりの心を育てていただいているということにすごく感激しました。

また、若い先生同士の連携も感じられて、学校自体、先生方が生き生きしているのが感じられとても素敵だと思いました。

電子黒板を使ってうまくいかなかったときに、子供たちが「先生ここ押すといひよ。」とかと言って教えている姿もすごく微笑ましくて、それに対して先生が「ありがとうね。」という一言が、子供たちにはすごくうれしいだろうなと感じました。

いいところばかりが見られる中で2つほど気になったことがありました。タブレット端末などを使用する機会が増えたことによる視力の低下が親としては気になっていくところかなと思います。子供たちの書く姿勢がノートに目が着いてしまうのではないかと思うぐらい近い距離で字を書いている子がとても多いのが気になります。学校だけじゃなく家庭でも同じだと思われることが1点です。

もう1つは、タブレットを使い始めた最初は緊張感を持って機器を扱うと思ひ

ますが、慣れてくるとどうしても雑になってきます。授業の中でうまく操作できないときに画面を何度も強く押したり、電源を落としたりする姿が見受けられたので、大事なものだということ、借りているものだということを忘れずに再確認していただくという時期ではないかと思いました。

○**教育長** 大変貴重なご意見ありがとうございました。委員の皆さんから見られて、率直な意見をこの機会に聞かせていただけるとありがたいです。

○**大平委員** 予定通りいかないこともあると思いますが、どの先生方も意欲的な雰囲気がとても感じられます。

電子黒板や i P a d の使い方も年々先生方も習熟されてきたというところが感じられました。その中でも効果的な使い方を共有するために簡単なマニュアルがあるといいと思います。例えばパソコンの中で共有する方法もあると思います。

中学校では電子黒板の使い方も非常にうまく、説明能力の向上に伴いとても理解しやすい授業になっていると思いました。

最後の終末の練習問題がその子のスピードに合わせてことができ、しかも答えがわかりやすいという点でも効果があると思います。

○**学校教育課総括主幹** タブレットの持ち帰りを行っているので家庭で使う時にも大事に扱うようにということで、持ち帰りのルールがあります。

効果的な活用方法につきましても市教委の I C T 担当から、活用方法やソフトの紹介をさせていただいていますが、何よりも学校の中で先生方がお互いに相談しながら聞いたほうが使い方を学ぶには一番早いですので、校内研修の成果が大きく影響していると思います。子供がタブレットに慣れるスピードは本当に早く驚かされます。今は文房具の 1 つととらえて、1 年生からいろいろな使い方をしているなど感じております。

また教師にとっても、この子がどういう考えを持っているのかとか、できているのかという状況をつかむために、電子黒板に全員の考えを映し出し、評価としてその子の学びが確実にあるのかという、集約ができるというところでも活用しておりますので、その授業に合った使い方ということで、今後ますます研究を進めていきたいと考えています。

○**教育長** 委員のお話にあった算数の最後の終末の練習問題は、岐阜県の教育委員会で進めているウェブラーニングの問題です。その問題を解いて間違っていたら

次の問題につながっていくようになっていきます。実は中小学校が今年と来年の2年間、県の指定を受けて推進校として研究に励んでおります。中小学校が岐阜地区内で唯一の指定を受けたので、ぜひ市内に広められるよう、中小学校の取り組みを学んでいただいて、各校に持ち帰って広めてもらえることを期待しております。

○伊藤委員 先ほどの伴走者ということに関連しますが、とても印象的だった姿がありました。特別支援学級の授業を1時間見る中で、制作活動をするときに子供が失敗して困った状態になった時に、特別な支援を要する子供たちには先生がついて教えるとか、先生がそばに行って支援するということがありがちです。私が見たときには、先生はすぐにそこへ行くのではなくて、じっと見ていてそれで困った、失敗したと子供が言った時に誰々さん少し見てあげてと言って、子供が支援にあたるような関係を意図的に作っていると思いました。じっと見守る姿勢をとるのか、すぐ隣を走るのか、ちょっと距離をおいてほかの子に走ってもらうのかという場面があったのがとても印象的でした。

昨日は小学校の算数の授業で最後の評価問題の時に、できたときには先生の所へ行って丸をもらいミニティーチャーになります。ミニティーチャーは自分が学んだことを他の子に伝えたいという気持ちが強く、それはとてもいいことだと思います。まだ丸をもらっていない子が何人か残ってくる中で、その中には自分がミニティーチャーから教えてもらいたい子と、自分で考えたい子もきっといるはずです。ある子供を見ていたら、ミニティーチャーが寄って行って教えていたら、自分で考えたいと言いました。そのミニティーチャーの子は分かったと言って快くそこを離れて行って、その子供はまた自分で考え出しました。そうやって言える子供が素敵だと思います。

先生方は毎年変わっていきますが、子供はちゃんと育て力をつけてきているので、研究発表会をやった時も、先生方がまず子供の実態を見て、この子たちならこういうことができるということで、逆に先生が子供から教えてもらっているか、力をつけさせてもらっているような、若い先生もそういうところで子供に合わせることで自分が力をつけていくような感じが見受けられました。

○教育長 まだ機会がありますので、ご都合が付けば子供や先生方を見ていただいて、お気づきの点がありましたら教えていただけるとありがたいと思います。

次回の教育委員会定例会の開催について確認させていただきます。第11回定例会の開催は、11月21日（月）午後2時からです。続きまして、12月の定例会でございますが、12月23日（金）午後2時からです。よろしくお願いいたします。

---

### **閉会の宣言**

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後3時02分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月28日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 清美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。